

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

平成29年6月26日

茨城県条例第33号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例を公布する。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、外国の医学校において医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県海外対象医師修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)を貸与することにより、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(修学研修資金の種類)

第3条 修学研修資金は、外国の医学校の医学を履修する課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。以下「外国医学課程」という。)に在学する者の修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)及び医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許(以下「国内医師免許」という。)を受けるための知識及び技能の習得であって、当該外国において医師の業務に従事するための免許(以下「外国医師免許」という。)を得た後に行われるものに必要な資金(以下「研修資金」という。)とする。

(修学研修資金の貸与)

第4条 知事は、外国医学課程に在学する者であって、第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、研修資金を貸与することができる。
  - (1) 外国医学課程を修めて外国の医学校を卒業し、かつ、外国医師免許を得た者であること。
  - (2) 知事が指定する医療機関(第6条第2項において「指定実習医療機関」という。)において、医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習(以下「臨床実習」という。)を受けている者であること。
  - (3) 第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事し

ようとする者であること。

(貸与金額等)

第5条 修学研修資金の貸与金額は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 月額150,000円
- (2) 研修資金 1,500,000円

2 修学研修資金の利息は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日(第9条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額
- (2) 研修資金 貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日(当該日までに第12条第2項各号又は同条第3項第1号から第3号までに掲げる事由に該当した場合にあつては、これらの事由に該当した日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

(貸与期間等)

第6条 修学資金の貸与期間は、外国医学課程の修業期間のうち、当該外国医学課程ごとに知事が必要と認める学年から当該外国医学課程の最終の学年までの期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 研修資金の貸与は、指定実習医療機関において臨床実習を開始したときに行う。

(貸与方法)

第7条 修学研修資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が、外国の医学校を卒業するまでに次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(学業成績表等の提出及び報告)

第10条 知事は、修学生及び研修資金の貸与を受けた者(以下「研修生」という。)に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求め、並びに国内医師免許を受けるための知識及び技能の習得であって、外国の医学校を卒業した後に行われるものの状況について報告を求めることができる。

(貸与の停止等)

第11条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第5条第2項第1号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
  - (2) 外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあつては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。
- 2 研修生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、研修資金に第5条第2項第2号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。
- (1) 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。

- 3 前2項に規定する場合のほか、修学生及び研修生(以下「修学研修生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学研修資金に第5条第2項各号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。
- (1) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)
  - (2) 外国医師免許を得た後直ちに医師法第11条第3号の認定(第4号において「認定」という。)を受けなかったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき。
  - (4) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき。
  - (5) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
  - (6) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
  - (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ知事が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として知事が修学研修生ごとに指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。
  - (8) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第1号に該当する場合を除く。)
  - (9) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあつては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。)、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国医学課程に在学しているとき。

- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として知事が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 学校教育法に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。
  - (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった修学研修生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学研修生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。  
(平30条例37・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学研修生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第16条 修学研修生は、正当な理由がなく、修学研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学研修資金の額と第5条第2項各号の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則(平成30年条例第37号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。